



会 長	副 会 長	副 会 長	専務理事	担当理事	係

健 第 7 7 8 号
令和元年8月21日

(公社) 岡山県医師会長 殿

岡山県保健福祉部長



令和元年度「結核予防週間」について（依頼）

結核予防対策の推進につきましては、平素から格別のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、毎年9月24日から9月30日までの一週間を「結核予防週間」と定め、結核に対する意識のさらなる高揚を図るため、別添により全国一斉に結核予防運動が行われます。

つきましては、本年も別添実施要領に基づき各種行事を実施したいと存じますので、御協力くださるようお願いするとともに、結核予防週間の趣旨の周知徹底につきまして格別の御尽力をお願いいたします。

【担当者】

岡山県保健福祉部健康推進課
感染症対策班 石田
電話：086-226-7331
FAX：086-225-7283



令和元年度結核予防週間実施要領

1 趣 旨

結核は、我が国において現在、年間1万6千人余りの新登録結核患者が発生し、およそ2千人が死亡する依然として主要な感染症である。岡山県においても、年間200人以上の新登録結核患者が発生しており、関係機関との十分な協力の下で対策を推進する必要がある。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律では、地方公共団体の責務として、教育活動、広報活動等を通じた感染症に関する正しい知識の普及等、必要な措置を講ずるように努めなければならない旨が規定されている。また、平成28年度に改正された結核に関する特定感染症予防指針においても、結核に関する適切な情報の公表や正しい知識の普及等の重要性が規定されている。

今後、結核予防対策の一層の推進を図るためには、より多くの方々に結核に関する正しい知識を深めていただくことが重要であることから、結核予防週間を契機として、県民に対する正しい理解及び結核の早期診断・早期治療につながる知識の普及をさらに一層推進させることとする。

2 主 催

岡山県、岡山市、倉敷市、岡山県教育委員会、岡山県市長会、岡山県町村会、(公社)岡山県医師会、岡山県愛育委員連合会、(公財)岡山県健康づくり財団

3 後援予定

(一社)岡山県病院協会、(公社)岡山県看護協会、(公社)岡山県診療放射線技師会、(一社)岡山県臨床検査技師会、(一社)岡山県労働基準協会、岡山県栄養改善協議会、岡山県環境衛生協会、岡山県学校保健会、岡山県小児保健協会、岡山労働局、岡山県国民健康保険団体連合会、(一財)岡山県社会保険協会、(公財)岡山県生活衛生営業指導センター、(公財)岡山県老人クラブ連合会

4 実施期間

令和元年9月24日(火)～9月30日(月)まで

5 重点目標

- (1) 県民の結核に対する正しい理解を得るため、地域の団体組織などを通じて、より一層の普及啓発を図る。
- (2) 集団感染防止対策として、学校、事業所、医療機関、福祉施設等の関係者に対する結核の正しい知識の普及等に努める。

6 結核予防週間中の標語

「あのとき、〇〇していれば・・・」

7 実施行事等

(1) 啓発資材の配付

(公財)結核予防会が作成するポスター・リーフレット等を関係機関に配布し、検診、予防接種及び有症状時の医療機関受診の重要性の周知を図る。

(2) 諸集会の開催

結核予防活動を進める愛育委員、市町村職員等を対象に、この週間の実施を契機として、研修会等を地域で実施するとともに、一般の人々の集まる機会をとらえて、リーフレット等を用いて啓発活動を行う。

(3) 児童・生徒への結核の知識の普及

県内の小中学校、高等学校において学校行事や学級指導等を通じて児童・生徒に対し結核の正しい知識の普及を行う。

(4) マスメディアによる普及啓発活動

ラジオや広報紙等を活用して、広く県民に対して結核の正しい知識の普及を行う。

8 週間中に用いる資材

(1) ポスター

(2) 受診勧奨パンフレット 等